

令和7年度旭川市農業委員会第4回総会議事録

- 1 開催日 令和7年7月25日(金曜日)
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後1時51分閉会
- 3 開催場所 旭川市総合庁舎7階 大会議室B
- 4 出席委員 24名
 - 1番 橋本 幸博
 - 2番 北原 浩美
 - 3番 松原 朗
 - 4番 吉田 豪人
 - 5番 市田 敏行
 - 6番 佐藤 絢也
 - 7番 佐藤 慎二
 - 8番 川上 和幸
 - 9番 小出 範之
 - 10番 中島 張
 - 11番 湯浅 光二
 - 12番 楠 栄
 - 13番 請川 幹恭
 - 14番 石尾 卓也
 - 15番 只石 博幸
 - 16番 柿木 和恵
 - 17番 廣田 健太郎
 - 18番 廣瀬 康行
 - 20番 山中 泰典
 - 22番 佐藤 博則
 - 23番 鈴木 剛
 - 24番 高橋 一政
 - 26番 山田 孝
 - 27番 滝川 岳雪
- 5 欠席委員
 - 19番 小竹 一茂
 - 21番 千代 圭
 - 25番 前田 靖雄
- 6 事務局職員 有馬事務局次長 栗山副主幹 西村副主幹
稲場副主幹 渡辺主査 川原主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 4番 吉田 豪人 5番 市田 敏行
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
 - (3) 議案第3号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について
 - (4) 議案第4号 現地目証明願について(審議)
 - (5) 報告第1号 現地目証明願について(専決)
 - (6) 報告第2号 農業を営む者でなくなったことの届及び特例付加年金裁定請求について
 - (7) 報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (8) 報告第4号 農地所有適格法人の報告について
 - (9) 報告第5号 農地法第18条の規定による通知について
 - (10) 報告第6号 現地目証明願について(専決)
 - (11) 報告第7号 農業者老齢年金裁定請求について

- 議長（山田 孝） ただいまから、令和7年度旭川市農業委員会第4回総会を開会いたします。
本日の出席委員は24名でございます。
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。
- 事務局（有馬次長） 御報告申し上げます。本日の総会に、19番小竹委員、21番千代委員、25番前田委員から、欠席する旨の届出がございました。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
議席番号4番吉田委員、5番市田委員の両委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹） 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案書の該当ページは1ページ及び2ページでございます。
御審議いただきますのは、所有権移転が7件でございます。
地区の内訳は、東鷹栖地区が1件、江神地区が1件、西神楽地区が1件、東旭川地区が4件となっております。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第12条の議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。
番号7番につきましては、廣田委員に関係がありますので、廣田委員は、発言及び表決についてはお控え願います。
それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹） 議案書の2ページ、所有権移転の番号7番は、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
本件につきましては、議案補足資料7ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号7番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、番号7番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。
引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 番号1番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に無償で譲渡し、譲受人がすでに取得している隣接地と併せて効率的に耕作しようとする案件でございます。
番号2番及び4番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
番号3番、5番及び6番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。
いずれも、議案補足資料1ページないし6ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号1番ないし6番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、番号1番ないし6番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を御説明いたします。
議案書の該当ページは3ページ、議案補足資料は8ページないし11ページでございます。
本申請は、今年1月27日に開催しました令和6年度第10回総会において転用申請の審議を行い、3月10日付けで北海道から許可があった転用に係る事業計画の変更になります。

変更内容は犬舎及び堆雪スペースの面積を減らし、その分、運動場の面積を増やすものとなっております。

変更申請書、変更前後の土地利用計画図、意見書案は議案補足資料のとおりとなっておりますので、併せて御確認ください。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について異議なしと認め、許可相当の意見を付して北海道に進達することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号「農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（渡辺主査） 日程第3議案第3号「農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは5ページないし17ページでございます。

本件は農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき促進計画を添付して、同法第18条第11項に基づき促進計画を定めるよう北海道農業公社に要請しようとするものです。

今回の要請に基づき北海道農業公社から促進計画の認可申請があった場合に、再度の総会の議決によらず公社の申請のとおり促進計画を認可することも併せて審議いただくものでございます。

御審議いただきます促進計画の作成を要請する案は、所有権移転が1件、利用権設定が11件の合計12件でございます。

地区の内訳ですが、所有権移転は西神楽地区が1件、利用権設定は東鷹栖地区が3件、永山地区が1件、江神地区が2件、東旭川地区が5件となっております。

面積は所有権移転が8.56ha、利用権設定が35.6haの合計44.16haでございます。

所有権移転の1件は、旧農地保有合理化貸付事業が満了したことに伴う売渡案件でございます。

利用権設定の11件については、番号1番ないし3番、5番、7番、10番及び11番が借主変更の案件でございます。

その他、番号4番が稼働力不足による全地貸付、番号6番が稼働力不足による一部貸付、番号8番及び番号9番が解約再設定の案件でございます。

なお、番号3番につきましては、平成30年に北海道農業公社から賃貸借

の権利を設定された農地の借主変更になりますが、所有者と北海道農業公社の間の利用権設定の内容には変更はございません。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「現地目証明願について（審議）」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹） 日程第4議案第4号「現地目証明願について（審議）」を御説明いたします。
議案書の該当ページは19ページないし21ページでございます。
江神地区で3件、西神楽地区で1件、東旭川地区で1件、合計で5件の願出がありました。
願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、番号1番の現況は、願出のとおり対象農地のうち2筆が農地、残りが農採地以外であり、番号2番ないし5番の現況は、願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、議案のとおり証明することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第5報告第1号「現地目証明願について（専決）」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹） 日程第5報告第1号「現地目証明願について（専決）」を御説明いたします。
議案書の該当ページは23ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に、市街化区域外の土地における現地目証明の願出が1件あり、願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。

これにつきまして、旭川市農業委員会会長専決規定第2条第4号及び現地目証明事務処理要領第12条第1項第2号に基づき、会長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第6報告第2号「農業を営む者でなくなったことの届及び特例付加年金裁定請求について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹） 日程第6報告第2号「農業を営む者でなくなったことの届及び特例付加年金裁定請求について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは25ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に、農業を営む者でなくなったことの届及び特例付加年金裁定請求が1件ありました。

いずれも内容が適正なことを確認しましたので、旭川市農業委員会会長専決規程第2条に基づき、会長専決処理にて届出等を独立行政法人農業者年金基金へ送付したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第7報告第3号「農地法第3条の3の規定による届出について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 日程第7報告第3号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは27ページないし29ページでございます。

本件につきましては、報告対象期間中に5件の届出があり、届出の内容は、全件が相続による所有権の移転でございました。

なお、地区ごとの内訳につきましては、東鷹栖地区1件、東旭川地区4件となっております。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第8報告第4号「農地所有適格法人の報告について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（栗山副主幹） 日程第8報告第4号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは31ページ、議案補足資料は12ページないし23ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に12の法人から報告書の提出がありました。

これらにつきまして、補足資料の「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第4号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第9報告第5号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 日程第9報告第5号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは33ページないし36ページでございます。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で1件、江神地区で1件、西神楽地区で1件、東旭川地区で3件、合計で6件ございました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第5号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第10報告第6号「現地目証明願について（専決）」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹） 日程第10報告第6号「現地目証明願について（専決）」を御説明いたします。

議案書の該当ページは37ページないし39ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に、市街化区域内の土地における現地目証明の願出が10件あり、事務局で確認しましたところ、現況は全て農採地以外でありました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第4号及び現地目証明事務処理要領第12条に基づき、事務局長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第6号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第11報告第7号「農業者老齢年金裁定請求について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹） 日程第11報告第7号「農業者老齢年金裁定請求について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは41ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に、新制度の老齢年金裁定請求が1件ありました。

これにつきまして、請求内容が適正なことを確認しましたので、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第5号により、事務局長専決処理にて請求書を独立行政法人農業者年金基金へ送付したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第7号を終わります。

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年度旭川市農業委員会第4回総会を閉会いたします。

以上のとおり会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員

署名委員

吉田 豪人
市田 義弘